

日時：平成25年8月30日（金）

午後2時00分

場所：柴田町役場 大会議室（3階）

<出席者>

遠藤委員、吉良委員、澤田委員、児玉委員、志子田委員、阿部委員、畑山委員

<欠席者>

古川委員

<事務局>

平間まちづくり政策課長、藤原課長補佐、小林主査、菅野主事

1. 開 会

小林主査：ただ今より、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会平成25年度第3回審議会を開催いたします。

現在、委員9名中7名の出席をいただいておりますので、審議会条例第7条第2項によりこの会が成立していることを申し上げます。なお、大庭委員からは欠席の連絡をいただいております。

2. 会議録署名員の指名

遠藤会長：では会議録署名員について事務局から説明をお願いします。

小林主査：名簿順でお願いをしております、今回は児玉委員と志子田委員にお願いしたいと考えております。

遠藤会長：それでは、両名にお願いしたいと思います。

3. 議事

遠藤会長：それでは議事に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。

小林主査：資料1をご覧ください。前回、「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に基づく情報共有」について、現状及び本来目指すべき情報共有のあり方についてご意見をいただきました。それに基づき今回の資料をまとめました。まとめ方としては現状についての認識、共有すべき情報の公開について、目的・管理・内容・時期・手法・そ

の他及び情報共有に支えられる参加と協働のイメージ図ということで作成しました。

内容に入ります。第2回審議会における議論のとりまとめ①情報発信、情報の共有の現状に対する意見ということで、条例に基づいて公開できる情報の範囲が決まっている中で、まちづくりの原動力となる生きた情報を発信していく工夫が求められるのではないかとのご意見がありました。他には、現状では、広報誌・インターネット・人づてによるものなど、情報があふれている状況があり、住民が町のことについて調べたいときに、すぐに正確な情報を調べられる環境が必要である。住民の心をつく情報を発信するために、情報発信のマネジメント・デザインを検討する必要がある。住民がまちづくりの主役として、自らの町の情報について積極的に得ていく自覚を促す必要がある。というような現状に対する皆様のご意見が出されておりました。それがベースになりまして、情報公開・情報共有の目的ということで、住民が主役のまちづくりを進めていく中で、住民が主体的に議論し行動していくための基礎となるものとして情報共有をする必要がある。将来的に住民の生活に影響を及ぼすような案件につきましては事業を進めるにあたり混乱をさせないように、当初の段階から情報共有が必要であるということで、目的としては2点、まちづくりの原動力のために情報共有が必要だということと、行政運営を進めていくうえで大きな混乱を生じさせないためにも、情報共有・説明をしていくことが必要であるとのご意見が出されておりました。

続いて情報の管理です。審議会では、住民が理解しやすいような情報発信を行うため、行政においてはどのような情報をどのように発信・共有していくかのデザインを行い、マネジメントしていく機能を強化する必要があるとのご意見でした。

続いて内容です。限定的な情報を出すのではなく、関連するものは一体的な発信をしていく必要があるとのご意見がありました。住民の中でも対立した意見が出てくる可能性があるものにも、それを念頭においた情報の出し方をするべきである。

続いて情報を出すタイミングです。参加参画のベースとなるという考え方から、情報発信は事業の卵の段階から行っていくべきであるということ、事業実施をする中でやむを得ず事業中止となった場合も含めて情報を公開し住民の理解を求めていく必要がある。

続いて手法です。世代により情報を得やすい媒体が異なり、それに合わせた情報媒体について常に研究・活用していく必要があるということ。情報発信は行政・住民の双方から行うものであり、両者の接点となって正確な情報共有が出来る情報窓口機能の充実、まちづくりネットワークというような、インターネット上で情報共有できるような仕組みづくりなどの検討が必要である。これらはまちづくり推進センターの機能として考えていくことも必要である。まち職員が中心となり、いかに注目してもらえるか、工夫と情熱をもって情報発信につとめていくことが基本となるが、例えば団塊の世代でIT技術に詳しい方をうまく活用するなど、情報発信に地域の人材を活用していくことが必要ということであります。

その他として、情報は受け手側の意識が情報共有していくうえで非常に重要になる。特に住民の心がけが重要になるが、その意識づけの手段の一つとして、基本条例の中に、住民が主体的に情報の入手に努めるというような規定を盛り込むべきではないかとの意見が審議の過程で出されています。

次に、情報共有に支えられる参加と協働のイメージ図です。こちらは前回もイメージ図ということで出しておいたものですが、それに付け加えて特に行政のマネジメント・デザイン、住民の自らの地域に対する情報入手の意識の向上の必要性ということを加えまして、情報の共有・発信というものが熱意と、工夫による情報発信。情報センター等のしくみの検討ですとか、ITに詳しい人材の活用ということを駆使しながら、まちづくりの課題を共有して、住民の自発的な活動、住民と行政による課題解決に向けた検討ですとか、まちによる事業の検討ということで、いろいろな取り組みの形があるんですが、情報共有しつつそれぞれの役割を果たしていくというようなイメージでした。今回、前回の審議の内容を踏まえてこのようにまとめたのですが、今日もご意見頂いて、最終的な報告に盛り込めるようにしていきたいと思いますのでご議論よろしくをお願いします。

遠藤会長：ありがとうございます。前回の議事録も配られていますから、そちらも参照しながら、取りまとめに関して質問点・疑問点などございましたらお願いします。児玉委員は前回欠席でしたが、いかがでしょうか。

児玉委員：会議録を読みました。連絡橋のことなどもありましたが、この方向で良いんじゃないでしょうか。分りやすいです。図とかイメージなんかも分りました。

澤田委員：基本条例が協働によるまちづくりを中心に据えてできたものですから、いろいろな形でどう協働まで導くのかという一つの過程が、この情報共有の問題だと思います。そういう観点から見たら、この前の議論でかなり突っ込んだところまで出来たので、一つ上にかぶせるものがあればそれで良いのかなと。上にかぶせるものというのは、協働までにどう情報を共有しながらそこまで持っていくかという、そのプロセスをもう少し明確に打ち出せれば、それで完結じゃないかなという気はしてるんですけども。

志子田委員：最終的には情報というのは発信する側、得る側の心構え一つというのはありますが、それは、ありとあらゆる手段を尽くす、ということしかないじゃないかと思います。柴田町では大きい話題になりませんでした。災害の時の弱者、障がい者の情報共有手段が一番遅れていたというのは昨今騒がれてますよね。健常者にとっては見る・聞くというのは簡単にできますけれど、それが出来ない人たちのことも考えると、我々がこうだあだと言ってる内容だけで本当に良いのかなとうのも考えられます。「ありとあらゆる手段を尽くす」という言い方しか私はちょっと言えないなというのはありますね。

遠藤会長：澤田委員がおっしゃった協働の実現までの情報共有の在り方、一つ上にかぶせるとうことは具体的には。

澤田委員：情報共有は卵の段階からやるのか、ひよこにからか、成鳥になってからか、事案によるものだと思うんですよね。お祭り、イベント的なものであれば卵の段階から皆で

共有することで盛り上がると思うし、物を作るというときは、その構想が出来上がったときじゃないと、その構想が上手くいかないっていう状況が考えられると思います。だからお祭りとかそういうのであれば、卵の段階から皆で、町でいえば桜まつりとかね。そういうのであれば本当に住民の方から卵の段階から参加して、あれはどうしましょう、来年はどうしましょうという段階ですけど、物を作るとかそういうのは前回も言ったように、ある程度目安ってものが出来なかったら、目安が出来る前に、ああしようこうしようって騒いでいたら、参加したくても混乱してしまったりと。期待してきた人はがっかりするし、反対していた人はそれみろとなって、逆に住民同士の対立の話題となると思います。その辺は難しいんじゃないかなと思います。

阿部委員： 全く同じというか、基本的にはこのまとめで良いと思います。参加と参画というのは、この会議でも何度か議論に上がっていて、参加と参画の違いについて、今までの議論をもう一回読み返してみまして、その議論の経緯も踏まえながらですが、卵の時から加わるという捉え方をすると、こだわるわけじゃありませんが、参加ではなくて参画という文言に基本条例の方も合わせた方が良いのではないかと感じておりました。それから情報というのはここに書かれているとおおり、状況の報告じゃないんですよ。心のさわやかなところを講ずるとありまして、要は外部にも内部にも心の通った、生きたということで、その辺も考えた、心が通うようなコミュニケーションができるようなところまで考えていくと、最初から上手くいくときもあれば、対立軸がはっきりして、相手のことをよく聞くことで納得したり、共有が出来ていくんじゃないかなと思っております。それから、住民が主体的に情報をうんぬんというのは、実は町だけでいろんなことが出来ている訳じゃないんですよ。話題になりましたけど、それこそ国の予算付けだとか、補助金の問題だとか、他の町他の市ではどうしてるのかという情報、海外ではどうなのかという新しい試みに対して行政も貪欲に情報を求めるとか、住民も町職員の人たち、議員さんたちをジャッキアップしていく。そういうことも考えると、住民ももっと主体的にということを前回は発言させていただきました。

畑山委員： 前回初めて参加させていただきました。前回の会議の内容が反映された資料で、大変よくできていて、皆様のご苦勞が実ったんじゃないかなという感じです。卵から温めていくという話がありましたが、行政がある程度方向性を示して、住民が一緒になって考えていくというイメージなのかな、というのが私の捉えかたです。それはまた色々な案件によって違いますね。

遠藤会長： 志子田委員からは畑山委員に近い意見が出されていまして。阿部委員からはむしろ卵からという考え方が非常に強いようです。副会長からお願いします。

吉良副会長： ずっと関わってきた中で、多くの方から卵からやっていくべきだという意見があることは承知しています。ただ中々その辺は現実的に難しいところもあるかと思うんですが、できるのであれば卵からということと、阿部委員が言ったいろんな情報という

のは絶えず生きているものだから、どんどん新しい情報を手に入れた中で、変化していくところは変化していくように、たえず古臭くならないような新しい形での情報という形に持っていくのも必要じゃないかと思います。それは阿部委員も言った通り両方なんですよね。行政だけじゃなくて、我々の方も。でなかったら住民自治になりませんからね。我々も、行政もやって、お互いに切磋琢磨しないといけないだろうということだと思っんですけど。大変だと思います。現実的にね。

遠藤会長 : 澤田委員はもう一枚上という意見がありましたが、もうちょっと具体的にご意見をいただければ。

澤田委員 : 情報発信という問題、それから、そういうものを共有していかないといけないよというところから始まって、目的・管理・内容・時期・手法という5つの問題がここに出ていますが、結果的には住民自治による基本条例とは中心に何が据えてあるのかという協働なんです。協働のまちづくりをしていこうというのが、基本条例の根幹なんです。それに基づいていろんな問題が派生してくるから、ここで取り上げてるのは、情報の公開をどうすべきかということなんです。そしたら、一番いい情報の公開とは何かということを探っていく。今、手法まで5個出て、これ読んで具体的にどのプロセスを経て、ちゃんとした情報共有まで持ってくかということが、これからの私は議題だと思うんですよ。文章だけでなく具体的なものがこれにかぶさればそれでいいんじゃないかなと私は思います。

遠藤会長 : では文言というよりは、プロセスをどう頭に入れるかということですか。

澤田委員 : そうです。じゃあ次の段階ではどうなんだと。例えば当初の段階からの情報共有が必要であると。じゃあそのためには具体的にどういう行動を起こして、どういう形で情報共有してくのかということをもう少し突っ込んで話していけば、それでここに書いてある5つの問題の内容が明確になれば、どういうプロセスで、最終の手法まで持っていけるかということが明らかになるから、それでいいような気はしてんですけどね。要はどういうプロセスで情報共有していきましょうかということですよ。

遠藤会長 : それでは(2)として、文章として澤田委員の意向をうまく表現すると、(2)の一番最初の表書きに、以下の点を念頭に置いて情報共有はすべきなんだけど、その際その情報共有のプロセスが非常に重要だよ、というような一文をいれておくということですか。

澤田委員 : いやもっと具体的になればそれにこしたことはないと思うんですよ。例えばね、情報発信は事業の卵の段階から行っていくべきだ。じゃその卵の段階というのはどういうものなんだろう。これが行政主導でポッと出たのと、住民主導で出たのとがあるじゃないですか。で、その卵というのが何かって言うと、こういうのやってみたいなあとかということだと思っんですけど。じゃあやろうかという段階になると、卵が裂けて

ひよこが出てきて、ピョピョやりだす段階だと思うんですよ。ただその段階ごとにいつその情報を公開して、皆の共有とすべきものかということをもう少し突っ込んでいくと、情報公開はこうで、その次の管理はどうしようと。ワッと流すんでなくて一つの規律を持った、そうなった段階のものをちゃんと自分たちが頭に入れて情報発信をし、管理機能を強化していくという問題も、一つ一つこうやってくればあの出てくんじゃないかと。これからやる目的はどうなんだと、文言だけじゃなく具体的にどうすんだと一つ一つ検討を加えてって、そこで出てきたのを繋げると一つの情報共有のプロセスになっていかないかという気はしてんです。

遠藤会長 : ちょっと事務局に聞かせてほしいんですが、最終的にこの情報共有についてというペーパーをベースにどういう成果品を取りまとめようとするんでしょうか。その中に今の、課題のプロセスのことをどう反映させていくのか。それは出来たペーパーの単に運用の時の留意点としておけばいいのか、あるいは成果物の中のプロセスの、その詰め方。立て方というの踏み込んで書いていくのか。お願いします。

小林主査 : 今年度末に、4年間の成果ということで町への提言としてご意見をいただく、その中の情報共有についての部分ということで、この審議がベースとなって報告書に盛り込むこととなります。審議会からの意見ということで、どういう手段・プロセスでやるということを明確にして文章にし、プロセスについても一例などを盛り込むことも、ご意見として頂ければ行いたいと思います。もし逆に審議会としてそうした手順というところまで踏み込まず、町で運用する際の留意点ということで意見を付していただくということも可能です。

遠藤会長 : そうすると要するに、4年間にわたるこの審議会のまとめにあたって、その一項目になるということですね。その際のまとめ方のベースになる。そしてその(2)公開・共有すべき情報についてという項目に関して、そのプロセスについてはどういう風に念頭に置いていくかということになるわけです。それは単に運用の問題とするならば、運用の際に事務局が考えていく。あるいは一文として明示しておくかどうか。そういうところだということですね。その点は他の方はどうですか。澤田委員の気持ちをどういう形で反映させておくかということなのですか。

澤田委員 : いや運用手法をね、行政に一括任せておいて、その問題に対処していくベースとしてこの5つの課題があるから、これに照らし合わせて運用していきますよということであれば、それはそれで問題はないのかなと思います。ただこの情報共有というのは行政も住民も、一致点をどこで見出すかというのが非常に大事な問題なんですよ。そうするとそれがこれに沿った形で行政がその都度判断してくるとなると、また個々の問題が派生した場合にどう対応するんだろうと。混乱が生じて面倒なことになると困るので、むしろその辺も含めて行政と住民のこうすべきであるという一致点を見出しておいて情報共有を進めて、それでまた出てくればそこで直せば良いのであって、そこまで提案した方が行政にとっても後から楽なんじゃないのかなと。この情報共有

というのは住民と行政の共有という意味ですから、あとは行政判断に任せてくださいということになると、問題がどこかで発生したときにどうするのかなという心配があるということです。老婆心ながら。

志子田委員： どんな方法で発信しても起きるときは起きるものですけどね。

吉良副会長： 5つの項目を通して、全体を覆う文言を整理できないかという点は。

澤田委員： 全てを覆うという事ではなくて、一つ一つに被せてってそれが全体として成立するものということです。5つまとめては出てこないでしょ。文書にしたらごじゃごじゃになってしまいます。一つ一つに被せていってそれが一つのプロセスになったらいいなど。過程としてね。最後はちゃんとこうなってできるんだよと。だから一個一個被せて、それがプロセスになればいいかなと。

吉良副会長： 分かりました。

澤田委員： 行政判断に任せても良いのですが、問題があったときに困るんじゃないかなと。

吉良副会長： 全て行政に判断を任せるというのも、確かにちょっと何かね。

澤田委員： 一つ質問ですが、今回の資料は前回の審議会の意見をまとめたものですよ。

小林主査： 基本的にそうです。

澤田委員： だからこれを具体的にどうするかというのは別の問題であって、この前の集約は基本的にこれで良いですよということです。

遠藤会長： この前の審議会でいろいろ意見が出まして、行政側としては今後の情報提供・情報共有にあたっては、こういう点について、留意して対処しなければならないという一つのフレームが提示されたということですね。

吉良副会長： 20ページ近くの会議録をわずか3ページに整理しているわけですよ。

阿部委員： 我々は語ったことだからわかるけど、これが町民のところに出てきてもよくわからないですよ。よくまとめてはあるんですが。

澤田委員： 参加・参画のベースとなる考え方から、事業の卵の段階から情報発信、共有行っていくべきである。これはこれで分るのですが、それでは卵の段階とはどういう段階なのか、そういうことをもっと具体的にこの段階からですよ。そういうことを一つ一つ分かり易く、具体的な内容を表にでも表すともっと分りやすくなるという感じがしま

す。

阿部委員 : 全く違う意見で恐縮なんですけど、そもそも情報をどのような形で括り込むのが住民基本条例の趣旨にあうのか、ということです。情報共有という概念が上手く表現できないんですけども、プロセスがというのも大まかな形にしか出来ないんじゃないかなと。どの段階でどういう様に共有したら評価できるのかと。行政としても、情報共有は難しいというか、変な言い方ですが、しない方が正しいんじゃないかと。全て括り込むことが正しいじゃなくて、あえてぼやっとしている方が良いものかもしれません。基本条例を読むと主語が行政であるものが多い。対して住民が主語で何々するものとします、というのは少ないですよ。作った人に悪いがバランス欠いてるなど。

志子田委員 : あれは住民目線でまちづくりを考える、というベースですよ。

澤田委員 : でも情報共有というのは、共に情報を有するというですから、その情報の中身に賛成だ反対だというのは違うんですよ。同じ情報の量も質も同じように持ちましようということなんです。そういうこと言ったら、別にこれは何も難しいことではないよと思うんです。ちゃんと発信すれば、あとは受け取り方の問題なんだから。住民も受け取る目と耳を持ってないといけないし、流す行政もちゃんとした情報を流す。それで両方が質・量同じに持っていればいい話で、その努力をするということ。それが違った質・量の情報を持っていたら、当然反対賛成が出てきますから。行政がこんなに持っているのに住民がこれしかない、となると問題になりますよね。共有するためには質も量も同じような形で持ってないと前にもものが進まない訳です。賛成反対の問題でなくて。

阿部委員 : いや、そういうことでなくて、情報は形あるものでないので、こういう括りにかけて、整理すべき様な話じゃないんじゃないかなと思っただけです。事務局の立場になると、最終的には、情報共有はこういう形で進めよう、というのを文言で表す形になるのでしょうか。でもそういうものはないんじゃないかと、澤田委員がおっしゃることは当然と私も理解していますが。

遠藤会長 : なかなか哲学的議論になって整理が難しいんですが、資料に戻りながら考えた場合どうなるのか。その際に今日出た意見は、情報共有が協働を実現する有力な手段であるということですね。その場合、情報の提供・シェアには心構えが重要であり、あらゆる手段を尽くす必要があるんじゃないか。それに関して志子田委員から、災害時の弱者への情報提供の配慮がなかったということで、今後の配慮が必要との話がありました。その場合にどういう段階で情報提供するかは案件によって変わるだろうとの意見もありました。また情報共有は単なる状況報告でなく、心の通った、生きたコミュニケーションであり、情報の交換と意思の疎通が発生するものでなければならない。そういった議論があったかと思えます。その際に住民が主体的に情報をとるというこ

とが不可欠で、それは町のものに限らず阿部委員の指摘がありましたように、あるいは海外までの情報も念頭に置いた情報の共有が必要であるということで、このまとめは前回の審議会を踏まえてよく整理されている。ただし澤田委員からこれにもう少しかぶせるものがあるとより完成したものになるとの話がありました。かぶせるものというのは、色々ケースに即したプロセスということだったが、それは必ずしもこの文中に落とすものではなく、それが重要なものだとして審議会の中で強調しておけば、行政サイドがそれを認識して対応していけばいいのではないかと。こういうこととして整理できるのかなと思いますがいかがでしょうか。

澤田委員： 志子田委員の意見に関連してですが、基本条例は平常時のことを考えているのではないのでしょうか。災害時のそれはまた別の対応する法令がありますから。

志子田委員： 違います。平常時でも健常者ではない方への情報は少ないです。防災だけでなく、いろんな情報のやり方で平時の対応をするべきです。目の見えない方に議会のテープを聴けるようにということをしてしていますが、対象者全てに議会傍聴してきたことを教えて回れますか。無理ですよ。でも、災害時、平常時関係なく、どうすれば少しでも共有していけるのか、そういうことを考えるべきですよということを言っているんです。

澤田委員： 特殊なケースであれば、それは別のところで議論すべきでは。

志子田委員： 同じですよ。まちづくりのために必要なんです。どんな人も一緒にやるべきなんです。それが頭の中に無かったら見方が変わってきます。

遠藤会長： 児玉委員はどうですか。そういった問題にいろいろ参画されてるということで。

児玉委員： 志子田委員の言うとおりに健常者でない人、またお年寄りや若いお母さんも含めて、情報を得づらい人にうまく伝わる方法を考えないと、伝わらないことの方が多くなってしまいます。それは事実だと思います。

遠藤会長： 生きた情報を発信していくと。その場合住民がまちづくりの主役として積極的に自らのまちの情報について得ていくという自覚。また弱者に対しては、それを得られるような手段を提供していくという形で整理するというところでよろしいでしょうか。では澤田委員、ペーパーとしてはこのようなまとめでよろしいでしょうか。

澤田委員： 良いと思います。

遠藤会長： はい。プロセス、その重要性について行政サイドに確認して頂いて、今後ペーパーをまとめていくことにしたいと思います。

澤田委員 : 検討すべきである、求めていくべきであるという文言を、この辺を具体的にしていただければ、私はそれでいいと思います。

遠藤会長 : ではそういう形に。どうもありがとうございます。課長から何かありますか。

平間課長 : 議会で住民情報の出し方について、ある議員から一般質問がありました。町の政策の出し方について、どういうプロセスで町民に知らせるんだ、という内容でして、次の議会でお答えしていく状況です。実は町の場合、色々な規制というか国からの法律によってまずやれる政策があると。また、直接町長の判断の中で出来る政策もある。いろんなものが瞬時に決まって一斉に周知できる場合と、地域に行って相談、納得を得て作っていかなくちゃならない政策もあるところで、すべて一元的な取扱いの中で政策が生まれてきているのではないんだ、という話をしようと思っています。特定の誰かに利益が行くことを目的として政策は作っておりません。しかし、得られた情報から恩恵を受ける人もいるし、良く分っていない人もいるかもしれません。そういうところも十分に情報公開をしていくことによって、差を少なくしていこうというところなんです。

卵の段階からとの表現もありましたが、町としてはその作るポイント・タイミングで卵の形が違っているということでも困ったなという気持ちで聞いておりました。行政の場合、出所によって卵の出るタイミングが違うこともあるということで、一律に同じ場所から出ていくものでないこともご理解いただくと今回の連絡橋のような、情報を出したくても出せない、知らせたくても規制があるというようなところがあって、行政任せだとそういうところでの認識の差がいつまでもなかなか埋まらない現状です。何度も繰り返してしまいますが、この卵というのがどの卵なんだというのを判断させていただくと、職員296名、一人ひとりが違うことが出てくるかもしれないということを、澤田委員が心配しているのかなと思うのですが、実状的には町の政策は作る段階というのもそれぞれ違うんだということもご理解いただきたいと思いました。

畑山委員 : 住民サイドからですと、こういうのをしたいと持ち込まれる段階が卵なのかなと理解してまいりましたが、役場ではどうなのでしょう。役場からするとどこで住民の方に持って行って卵にしていく、そういうポイントを住民にも相談すべきなのかと。そういうのからいろいろ出てくるんじゃないでしょうか。利益が得られるとか得られないとかそういうのも出てくる。

遠藤会長 : 平間課長が言ったように非常に機微な性格を持っていて、卵からの情報という審議会から出された意見も、行政上の課題としては非常に重いものがある。そういうところで非常に良い論議が行政サイドに課せられたと理解して頂ければと。

それから、情報を隠して知らなかったなら国民に責任はないが、公開して知らなかったなら国民に責任があるということで、言い換えると国民も責任ある対応をとらざるを得ないということは言えるんじゃないかと思います。

では、平間課長にも注文をしましたので、行政サイドにもこの問題に突っ込んでもらいたいということでもよろしいですか。

小林主査 : 一点よろしいでしょうか。⑥の住民の責務というんでしょうか、住民は主体的に情報入手に努めるというような規定を基本条例の中にといい意見が前回出されていましたが、それはこういう形でよろしいのか、それとも最終報告にあたってはもう少し踏み込む形がよろしいのか、その辺の確認だけよろしくお願いします。

遠藤会長 : 条例の中の住民の役割、そして「住民は主体的に情報入手に努める」という趣旨ですが。

阿部委員 : 趣旨については先ほど述べたような形で、もう少し一文入った方がいいと。何か発して起きれば、それをした役人の責任になるんですけど、住民は何もないんですよ。条例を読んでも住人の責任を書いたものがない。協働でやるという基本条例の在り方に対して、文言に住民が主語になるものがないなど。

志子田委員 : 全体としては住民がというのもありますけどね。ただ情報のことについては、住民は主体的に云々というのは入ってもいいですけどね。

澤田委員 : 作った方の人間としてもね、住民の責任というのは、当然全体を読めばわかるだろうということなんです。敢えてそこまで入れる必要はあるのかなというのが正直なところです。

志子田委員 : ただ、今みたいな議論になってきたときには、受ける側にも考えてもらわなきゃなというのはありますよ。言葉としては主体的に情報入手に努めるという言葉でいいのか、もう少し柔らかくした方がいいのか、強くした方がいいのかは浮かばないですけど、ただ我々受ける側もそれによっていろいろ変わってくるのかなと。単純に言うと、私も槻木の学習センターに1週間に1回は顔を出しているんですよ。確かに、学習センターにはいろいろ情報が出ている。でも見ている人は年齢でいったら団塊の世代より上の人で、それも決して多くはない。その他の用事があってついに行く状況だと、そこに情報があるのは知っていても時間的にじっくりというのは中々できないと思うんだよね。だから情報をただあました、こうしましたじゃなく、例えば区の中であれば、大抵の区はひと月に一回くらいは班長会や区の役員会がありますよね。そういうところで、今度こういう場所あるからと言われれば、少なくともその時の役員たちの何人かは今までより一人でも二人でも多くの食いつきが出るんじゃないかなと思うんで、私は地域の人たちの行動を見ていて、お知らせ版や回覧に情報は載ってくるけど、それは町として必要なだからなんとか区としてもPRしてくださいとか、PRじゃなくてもこういうのがありますよというのを、一言行政区長さんを通して話してもらえれば、今よりも関心をもつ人が増えるんじゃないかと思うんです。だから何媒体というよりも言葉で教えてやるのも一つかなと思うし、その時にお知らせ版回

覧板に載せたじゃなく区の会議で話してもらうことで今より情報の発信力は上がるんじゃないかと思っています。私は地元の区では、区に直接関係の無い情報でも教えるようにはしていますが、それを全区長さんに町の方から要請したらどうかと思います。

遠藤会長 : それが住民の主体的な情報入手の具体例の一つだと。阿部委員からは、確認的にこの規定を入れた方がいいとのご意見だったということによろしいですか。

阿部委員 : そういう一言を入れておけば、弱者はどうするのか、こうしますよと次の議論につながるんじゃないかなと思うんですね。

吉良副会長 : 法律論をしゃべらせてもらうと、あくまで基本条例というのは公法なんです。私法じゃないんで、個人と個人の関係じゃないんです。その流れを引き受けてこの基本条例があるわけで、全体の趣旨があるんだからそれを大きく変える必要性はない。敢えてそこまでやると極論ですが法律の体系がずれてくる面は出てくるんです。

志子田委員 : ただ、これで謳っているのは、住民自治によるまちづくりなんだよね。

吉良副会長 : まちづくり基本条例はあくまでも公法。民法や商法とは違う。そういうことなのでその流れに従っていかなきゃならないと。

志子田委員 : それは分かります。ただそういうのを勉強してない人はそれを分かってくれるでしょうかということなんですね。皆さんも必要な情報は自分で取りに行くべきなんだよというのを一つ入れとかなないと、中々、見てなかったというだけで終わっちゃうと思うんです。単純に言えば我々の代から年金支給開始が一年遅れますとなったんです。それも本来であれば会社から教えるはずなんですけど、それが遅かった。うちの職場では騒いだのは私一人でした。だから自分で情報を入りしなないといけないという状況を覚えていないといけないなという一文を入れておいた方が。全部読めば伝わるといのは分かるが、それは作った人間の思いであって、普通の人が見せられただけでは中々そこまで行かないんじゃないかなと思うんです。

遠藤会長 : 児玉委員と畑山委員に今の件についての意見をいただきたいと思います。感想で結構です。

児玉委員 : 「自主」「努める」と書いてあれば、手に入れなかったら自分の落ち度と思うんでしょうけど、載せてだめだという理由がピンとこないというか。

吉良副会長 : この条例は役場と一般個人の約束ごとなんです。住民が主語にあまりなっていないという話がありましたが、それはこの条例を最優先で守らなくちゃならないのは行政だよというのが公法というわけです。一般住民が守らなければならないのは全体を

見れば書いてある。それを阿部委員も志子田委員もやっぱり分かり易いように入れたらいいんじゃないかと。ただ法律学んできた者にとっては、あくまでこれは行政がきちんと守らなければならないための条例だよとの前提になってるから体系を変えらるとなると、極端だがこれを変えるというのに抵抗があるということです。

児玉委員 : 皆さんの言っていることがよくわかりました。分かりますが、どうでしょう。よく環境条例などは、両者の立場から書きますよね。町は、業者は、住民はこうしなきゃならないと。しかしこの基本条例に関しては、町がすべきことだけを書くということですか。

吉良副会長 : 基本条例だって、住民がしなくてはいけないことは、全体を見れば書いてあるんです。

児玉委員 : 情報の、自ら努めてやらなければならない云々という言葉はあってもいいと思うんですけど。

澤田委員 : この住民基本自治条例は、住民が作ったものなんです。行政が作ったものでなく、住民が自らこういう形でまちづくりをしていくよという。それが基本になっていて、それが協働ということ。そこから言って、権利と義務の問題を考えた場合、もちろん住民は、その他の6に書いてあることは守らなければいけない。そこから言えば①から⑥の中でこの文章が一番具体的で、良いなど。これは載せればいいですよ。義務として住民も与えられた情報は受けないといけない。権利主張のためにね。それは当たり前のことだから、これは条例に載せると。私は何も問題ないと思います。

遠藤会長 : では行政の判断は。公法・私法。公法だけにこれを否定するというのは法体系自体が変わってしまうのが問題だという吉良副会長の見解について。

藤原班長 : 基本条例の中に住民の役割として載せるかどうかの問題もありますし、載せ方の問題もあると思います。役割というのは非常に重い部分があると思いますので、そこに情報というものを扱って「努める」という書き方もありますし、情報共有の部分で「入手に努める」との盛り込み方もあります。これは技術的な問題だと思いますが、そうした載せる重さ・位置についてもご意見頂ければ大変ありがたいです。

遠藤会長 : ポイントは「公法」の中に住民の役割を入れて良いかどうか、具体的に言うと、住民の役割として、住民が情報を主体的に入手する義務があるという規定を入れることで法の体系がガラッと変わるというような問題になるのかどうか、これが聞かれているので。

藤原班長 : その辺は問題ないとの前提でした。

遠藤会長： わかりました。ではそういうことで、吉良副会長は。

吉良副会長： 基本的には住民が役場に強く要求するというのが本来の意味だと。対等といいながらもやはり住民は弱い立場にある。対等にならなきゃならなくとも、中々そうはいかない現実があるから。

遠藤会長： では精査していただけますか。法の原則論から言って、この公法の中で住民の役割については規定はちゃんと置いてある。その一環として、更に一文を置くことは法技術的に何ら問題ないということでしたね。それで公法体系がガラッと変わってしまうとの吉良副会長の懸念は、少なくなったと。

吉良副会長： 私の今日の意見は強弁でしたけどね。

遠藤会長： では次に、吉良副会長の意見として、趣旨は法体系の中で表れているんだからあえて書く必要はないんじゃないかという点については、法技術的な議論として創設規定、一つ新たに作るというものと、確認規定、書く必要はないがあえて書くことで明示しておくということと、二つありまして、どちらかというところは確認規定的な形で書いておくという法技術的な問題にはなるでしょう。ただそれは単なる確認規定でなくて補佐の言ったように、住民の役割については既に公法の中に書いてあるんだから、その一環として書くという点であれば、創設規定の中でちゃんと処理されているんだと読めなくはない。そういうことでないかなと私は整理したんですけども、いかがでしょうか。

志子田委員： 審議会の役割というのは、こういう不足が出たときに、それを、これからどうするっていうのだから、単純に言えば今回、昨年から騒いだ問題がありますよね。それは情報公開がこうだったというのだけど、町から5年くらい前から発信してるわけですよ。それを住民側が適切に受け取っていなかったというのもまず反省すべきというのを踏まえてほしいなと思うんです。一般の住民でも分かる人は分かっていたんだよということですね。審議会の本当の目的は落ち度がある状況を直していくということですから、情報関係に関してはこの文言を入れておいた方が良いんじゃないかと。そうすることによって、こないだみたいなことも少なくなっていくということに結びついていけば、私はいいかなと思っているんですよ。

遠藤会長： はい。わかりました。吉良副会長は何かまた。方向としては何かまだひっかかるものはありますか。

吉良副会長： 大きいものとしてはないと思いますけどね。

遠藤会長： コメントありがとうございました。では、ひっかかりはあるけども、大きな方向としては、ここでまとめた方向で対応していただくとのことでまとめたと思います。

よろしいですか。

一同 ： はい

遠藤会長 ： 資料2の地域計画の策定状況について報告を頂きたいと思います。

小林主査 ： この審議会の審議事項で、参加と協働に基づくまちづくりの状況ということで昨年度一年間ご検討いただいて中間報告ということで出させていただきました。そしてもう一つベースになっております情報の共有ということで今、審議をとりまとめていただきました。基本条例にはもう一つ大きい役割として、地域活動・地域コミュニティを盛り上げていって、その活動が発展していくことによって町全体が活性化していくということが基本的な考え方にあります。その中の大きい取り組みの一つとして、地域計画を作っていくことが盛り込まれています。

昨年度も報告していた内容でしたが、この一年間でまた動きがございましたので、その状況について本日ご報告させていただくと、次回以降、現在多数出てきている地域計画を町の総合計画との兼ね合いも踏まえながら、どういう方向に持っていくかということ審議会に提出してご意見を頂く流れになりますが、その前段として地域計画の状況の報告と、実際に上がってきております地域計画について参考資料ということで皆様にお配りしておりましたので、そちらについて担当から説明をいたします。

菅野主事 ： 資料2をご覧ください。まず最初に地域計画策定の根拠を確認させていただきます。柴田町住民自治によるまちづくり基本条例第22条第1項、運営組織は地域の住民等と協力して、地域の将来像を実現するための具体的な計画をつくるよう努めるものとする、と定めております。地域計画は、日常生活の場である地域の良いところや、課題を整理しながら、地域を点検し、皆で知恵を出し合い、もっと住みよい地域にするためにはどうしたら良いかを行政区ごとにまとめたものです。地域計画の内容は地域の概要・良いところ・課題・地域の将来像・将来像に向けた具体的な活動計画となっております。

それでは①、地域計画の8月21日現在の策定状況ですが、柴田町全42の行政区中、策定済みが32行政区となっております。現段階で策定中・策定に努めているのが10行政区となっております。

②、地域計画の公開についてですが、その目的は地域外の方にも地域計画・地域の活動状況などを公開し、多くの方との情報共有を図って頂きます。これにより各自治会等による地域づくりの参考となるとともに、各自治会や各種団体との交流による地域課題解決・地域活性化などの効果を期待できます。8月1日から各行政区で策定された地域計画は、一部個人情報などを除き抜粋したものを町ホームページなどで公開するほか、次の場所で閲覧方式で公開しております。策定中の行政区については、策定次第公開することにしております。閲覧方式で公開している場所については、役場2階情報公開コーナー・槻木事務所・槻木生涯学習センター・船岡生涯学習センター・船迫生涯学習センター・柴田町図書館・まちづくり推進センタ

一において公開しているところです。

③、地域づくり補助金の申請状況についてです。8月21日現在のものです。42行政区中、申請済み40行政区、未申請2行政区とありますが、その後申請がございましたので、現段階では全42行政区の申請が終わっている状況です。

現在の地域計画の策定状況の報告については以上となります。参考資料として18A区、四日市場・沖の地域計画をお出ししております。

志子田委員： いろいろ見ましたが、他の地区のまねをしてきたという感じが多くて、ほとんど特色がないですね。本来の目的である、その地区の特色を活かすっていうのが無いなと感じる地域計画だと。まあ私も自分の地区のものに関わっていたからそう見える面もありますが、本来の目的は地域の特色を活かすということ。ところが見ていると最初の方に出した地域のもを、良いところも悪いところもつなぎ合わせて出しているような感じのが非常に多い。確かに最終的にはどれも同じような目的になっちゃうから、そうなるのは分かるけれど。

阿部委員： いや、皆さん良くがんばってやっていますよ。最初に、やってみろと言われて、まったく白紙なら色々出てくるかもわからないですけど、何地区ですか、よくやっていますよ。

平間課長： 補足します。地域計画策定の中で去年から、我々は各行政区長・自治会長さんをお呼びして色々な手法で作って頂きたいと。平成22年にまちづくり基本条例が出来て、本来そこからスタートすべきだったんですが、なかなか地域でその辺の理解度が無いために、去年から町が積極的に働きかけてきた、というようなところです。後期計画、27年度の町の総合計画にやはり位置づけとして、入れられるものは入りたいと、各行政区に頭下げながら資金的な支援も行いながら進めてきました。やはりどこの地区としても役員を中心に立案し、総会で承認を受けながら今まで事業をやっていたんですが、そうじゃなくて皆さんの意見を聞きながら問題を抽出しながらということで、数多く話し合いを持ってとりあえず今回はやってくださいと。二回目以降フィードバックじゃないんですが、チェックをしながら見直しをしていきたいと思います。地域づくりは1、2年でできないものですから、その辺は出たり入ったりしながら、地域の人材育成を中心にやらせていただきたい。というようなところの意識付けを、まちづくりとしては積極的に関わっていただくと、継続的な人的な資源、人を育てるということを地域で考えてほしいということを念頭に説明しておりますので、志子田委員のご意見はもっともではあるのですが、中々地域はそこまでいかないということもご理解ください。

吉良副会長： 私の地区の計画も、このような形で作成してくださいと言われた「はじめに」から「施設計画」まで、項目は全く他と変わったところはありません。ただ中身といいいますか、何をやっているかですが、ゴミ置き場をスチール製に変更していくというのが目玉の事業としてしています。事業費が約300万円になるのですが、これは波及効果と

うか、もう既に影響が出てきていて、近隣の地区でも板金屋さんに見積もりを取り始めたという情報があります。敬老会を除いて補助金が最高35万円出るということで、各地域では最大限の努力を払って色々やっています。これは、ぱっとできるものじゃないんですよ。1年前の総会でこういう方向で地域計画というのを考えてますよと説明しています。つまり一昨年からそういう準備をしているということで、最終的には作成が大分ギリギリになったんですけども、後で皆さんにお示ししたいと思うのですが、最終的に具体的な部分をまちづくり政策課と調整しているところです。それから、アンケートについてですが、当てにならないというのが私の信念ですので取っておりません。

志子田委員： 地域計画の中に伝統文化についての記載が欲しいなと思うんですが、私の地区にはそういうのが無いんですよ。それがあある地域はね、ちゃんとそれを活かしてほしかったんですよ。ところが画一的に作ってるから、その辺がちょっと残念ですよ。

吉良副会長： 地域でやっていることをこれに入れた形で巻き込んでいけば良いんだけど、つまり別組織でやっているのを何で取り込まなかったのかなと。

志子田委員： みんな同じようになっちゃったねというのはそこなんです。特色が無くなったというのは、せっかく神社仏閣とか持ってて、夏祭り秋祭り、地域の子ども達とやっているんだからね。確かに行事の一覧には入ってるんだけど、それをアピールというか、うちの地域では子どもたちとこういうのをやると。

藤原課長補佐： 志子田委員から良いヒントを頂きましたので、事務局としてこの地域計画を横並びにして、ブラッシュアップをするにはどうしたらいいか、情報のネットワークやマネジメントということに繋がるとは思います。もっと広がるように。

志子田委員： ネットワークとかそういうのは推進センターでコーディネートしてくれると色々な面が広がっていくかもしれませんね。

吉良副会長： 地域づくり支援員さんの状況はどうなんでしょう。

小林主査： 地域づくり支援員ということで2名配置し、各地域へ赴いて情報収集・提供・相談などを行い、地域活動が活発になっていくためのサポート役として配置しておりました。4月下旬からシルバー人材センターに委託し60代の方2名に從事していただいております。現在は各行政区長と面談して地域の状況・特色などを聞き取り調査して、データ収集にあたっているということで、10月一杯くらいで全行政区の一巡が終わる見込みです。その後、ここからが本格的な中身に入りますが、収集した地域のデータをベースに、たとえば他地区でも防災の見本となるようなものも挙がっていると思います。防災マップづくりなどでも先に行っている地区の区長さんからお話を伺ったり、新たな取組みを行う場合には打合せの会議に赴くとか、後は情報発信、

ニューズレターなどを使って各地区の取り組みを紹介したりなど、そういうのが後半戦の仕事のメインになってくるかなと思っております。そして地域づくり支援員2人で42行政区を持つのは非常にハードで、地域を周るのにも3・4カ月かかってしまう現状がありますので、どういう風にこの地域づくり支援員を活用して役割を担ってもらうか中長期的にどう進めていくかについて、その体勢・方向について検討していくのが今年の後半戦並行していきます。それについて審議会にもフィードバック・報告してご意見頂きながら、そちらの検討も進めていきたいなと思っておりました。

志子田委員：　ということは、たとえば単独の地区の事業じゃなくとも3つ4つ合体して大きな事業というのでも可能なわけですね。

平間課長　：　そうです。話し合いとか講師を呼んで研修会をするなどの形です。ぜひその辺を活用して頂ければ。

それでなんですが、今回、議会の中で地域計画の位置づけで質問がありまして、今42各行政区で作って頂いているんです。それではあまり細かいんでないかと、集合体、小学校単位とか学区単位とかで最初は導入すべきだったんじゃないかと。という形で議員さんからは一般質問も来てるというところなんです。ただ我々としては町民の皆さんに一步一步、地域づくりを体験して頂くためには最小の単位からの積み上げが必要でないかと考えていまして、ある程度経験を積んだならば、澤田委員が活躍していますふるさと協議会のような小学校単位の、各地域のネットワークで活動できるような、そういうところまでこれを築き上げていくのが、このまちづくり基本条例の根幹と理解して説明しています。まだそういうところまで行っていない状況ですから、新たに支援員制度を導入するなど、職員が色々なやり方の中で今進めていると。ですからこの地域計画についてはある程度行政区で慣れてくれば、集合体の活動も目標の中に入れながら支援をしていくとは思っております。ぜひ2つ3つの行政区で使いたい時はその枠で、一事業だけでも特筆してやってみてもいいのかなと思いますので、是非地区をまとめていただければ。

澤田委員　：　そうだよね。ふるさと運動推進協議会は我々6行政区まとまってふるさと文化祭、歩け歩け、色々な行事を実施していますからね。そういうところに先鞭をつけてもらって動き出せば、余所も動き始めるのでは。

藤原課長補佐：　地域の課題とか共通したものがあって、うまく解決する形になっていければ。

平間課長　：　それを支援員さんたちが見ながら、お互いくっつけると。

吉良副会長：　ただ逆に船岡小学校区というのがまとまらない。特に私の地区は、三名でも船岡小学校地区でもない新田地区ですから、あの辺一帯が浮いた感じなんです。まとまり具合は悪くないですよ。白紙に地図を描ける地域と思って自分ではやってきたつもりなんです。

澤田委員： 独自の活動をやれる地域であればまとまったら出来ますよ。独自に出来ないところは、出来ないのにまとまるっていうとその地域の負担になっちゃうけど、自力でやっていると集まる分には大丈夫ですよ。

遠藤会長： いろいろ議論が出てますけど、私を感じるのはいくつかのコミュニティの連携というのは素晴らしいことですね。東京に住んでいると本当に孤立、隣の人分からないですもんね。柴田だと何歳の人何人いて、どうのこうのと話し合える。

志子田委員： 柴小学区のところ、運動会の際は学区をあげてやってるんだよね。住民がいけないと精彩、盛り上がり欠ける。それを楽しみしてる一人暮らしの方とかお年寄りが多いうたよね。そういうのを地域の運動会でなくとも、学区や学区の半分でもいいんだよね。そういう触れ合いを今後槻木の方でも提案させてもらおうかなとは個人的には考えていました。今までは定年した人が地域活動のメインになってたけど、定年退職するのがどんどん高齢になっていく。生活があるから年金もらうまでは退職できない。そうすると地域の担い手も高齢化するんだよね。これからは国が主導して考えて欲しいのは、50歳を過ぎたら仕事の量とかそういうのを考えて、地域にもっと出られるようにして欲しいというのがあります

阿部委員： 最終的には自分の住んでいる地域で収入をあげられる仕組みを整えていかなきゃないと考えていて、私の区では廃品回収を毎月やって、年間30～40万円を稼ぎ出すんですよ。集会場は役所の持ち物で、運営は指定管理者で区長が管理しているのですが、貸室とかそういう限られた収入しかあげられないんですよ。仙台大学生に飲み会の場に貸すとかね。ダンスの練習とか。稼働していない時に収入を上げられる仕組み、自分たちで金を稼げる地域づくりをしなければいけないなということを地域で話題に出しています。資源ゴミ回収じゃないですが、実績が出てくると皆来るんですよ。60代以上の人だけじゃなくて、小学生も来るし。何区何班って区切って、あとは自分の出られる時にできるだけなんですけど定着してきて。顔も知らない人も、まだいますけどね。今の悩みはアパートの住人をどのように地域活動に取り込んでいくか、まだ先の話ですが200何名しかいない我々の区ですが、その倍に匹敵するくらい学生がいるわけです。それで住民として認知されるいわゆる3年以上居住している人も結構いるわけです。でも住民票は置いていない、通過点の人たちも加わるような。

吉良副会長： 私の地区は理事が17名いるんだけど、いわゆる70歳を越してるのは会長副会長だけ。若いのは33歳ですからね。

志子田委員： 17B区もそうでした。30年前は。それをその時気づいて、小中学生にそういう気持ちを植え付けなければ将来同じことになりますよというのを、言っておきます。

吉良副会長： 地域計画に書いたけど、私の地区は3世代世帯が意外と多いんです。それから一人

暮らしが非常に少ない。年寄り二人だけの生活者も意外と少ない。だからうちの方は若い人が多い中でも核世帯じゃなくて3世帯が多いなど、いいとこだなというのがこの地域計画を作成している中で感じたことでした。

志子田委員： 本家分家って時代であればそういう3世代っていうのもありますよね。逆に新興住宅といっても分家とかで入ってれば、3世代は維持できるんでしょうね。それが完全に私の地区は380戸くらいの団地なんだけど、半分以上がいわゆるサラリーマンと公務員関係。そうすると会社務めだった人は定年後に地域活動に乗ってくるんですが、公務員あがりは乗ってくれないんですよ。老後の金の面が見えてくるというか、年金の差ですよ。民間と公務員では年金の差がとんでもないです。だから片方は金を出せばいいという感覚、片方は困った時は助け合わなきゃだめなんだという感覚。私は地域全体に困った時は助け合わなきゃだめなんだという感覚を植え付けていかないと地域はうまくいかないんじゃないかなと思っています。そのために自分は馬鹿みたくなくて色んなところに顔を出してます。

澤田委員： 上川名地区の活動は、中心になっているのは元役場職員とか県職員だと聞いています。最近では素晴らしい写真集を出していますよね。全地区40数件しかない地区だけでも。

志子田委員： だからやれるんでしょうね。逆を言えば。

畑山委員： そう。みんな知ってるから。息子孫もわかる、地域性があるんです。

吉良副会長： 阿部委員の地区は結構古い家も多いんですよ。

阿部委員： そうでもないですよ。でも、子どもの世代は、柴田町に住みたいという人がいないですもんね。仕事が合うとか合わないとか、わがままもあると思いますが、町が住みよいというのは職場も考えていかないと。若い人は町から出ると戻ってこないですよ。

畑山委員： 昔は出て行かせなかったんですよ。

阿部委員： それが大切ですよ。教育ですよ。

小林主査： では、その他ということでありがとうございました。今回の情報共有についてということで、審議いただきましたのは最終報告案にまとめてまた最終的なご審議という流れで進ませていただきたいと思います。また、地域計画について今後の進め方、地域支援員制度の方向性も含めて、御意見を頂くということになると思います。年度末の最終報告へ向けて後3回の審議となります。

その他報告事項ですが、今日皆さまにチラシ置かせて頂きました「しばた匠まつり」

が10月5・6日に開催されます。55店舗の陶芸・ガラス細工・革細工・木工・染物など、遠くは岐阜県から出展があります。町内からの出展は5・6軒で、あとは町外、県外からいらっしゃるということになっております。太陽の村で、今年初めての取り組みです。これは前に皆さんご報告しました「まちづくり提案制度」で採択になった事業です。委員の皆さんもお時間あればぜひ太陽の村の方に寄り道いただければと思います。以上でございます。

遠藤会長 : ありがとうございます。本日は以上とします。

4. 閉 会

吉良副会長 : 情報共有について、かなり力が入った話し合いをいたしました。基本的には資料のとおりで、後はこの話の中で出てきたことをうまく事務局の方でまとめていただく。後半の方は地域計画に基づいた話の中で、情報交換みたいなこともあったと思います。各地区からの情報も上がってきたようですし、私も一町内会長としてそれを活用していかなきゃ駄目だなあなんて思っています。やっぱり留まったのではダメで、絶えず新しいものを取り入れて地域の活動をしなかったら地域も停滞してしまうので、どんどん新しい考えを入れて、フレッシュな形で地域が活動していけるように。それがこの条例を作った基本になっていくんでないかと感じます。何とか条例を作った時の考えを現在の地域の活動に活かせるようになれば良いな、などと個人的には思っていますので、皆さんの意見を考えながら、今後やっていきたいと思います。今日はどうも御苦労さまでございました。

以上で、全ての議事を終了したので、会長は午後4時00分閉会を宣言した。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員